

国家と教会(1)

—— Hobbes の政治哲学に関する一考察 ——

西村 嘉彦

(1) Anglican Church の確立まで

17世紀の西欧哲学思想史を振りかえってみるとき、われわれ日本人は従来ともすれば、イギリスの F. Bacon や、フランスの Descartes のように、反スコラ的な態度を鮮明にした新しい科学方法論を推進したり、また実際にその方面で顕著な成果をあげた思想家たちの学問や思想に多くの注意をはらいがちであるが、人文学関係、社会学関係の諸思想に目を向けると事態はなかなか複雑であり、スコラ学の伝統を全面的に拒否したり、また新しい科学的思考の勝利とか、人間理性の全面的開花とかいって手放して賛辞をおくるわけにいかなくなってくる。

たしかに、17世紀は近世的思考があらゆる面でかなり定着してきた感じはするが、それでも仔細に検討してみると、いたるところに葛藤があり、相剋があるのに気がつく。その大きな原因の一つは、何とんでも Luther ついで Calvin がひきおこした Reformation 運動である。ルターが火の手をあげたのは1517年、カルヴァンがジュネーヴの St. Pierre 教会に乗りこんだのが1536年であった。周知のように、ルターはローマ聖庁の見解に正面から挑戦して、自己の信ずるところを堂々と発表してドイツの民衆、さらにドイツの多くの王侯たちの支持を受けてプロテスタンティズムの地盤を確立したし、またカルヴァンはジュネーヴの地をカルヴィニズムの強固な砦にし、さらに仏訳された「キリスト教綱要」を通じてフランス国内に多くの信徒をつくりだした。しかも両者はただ平和裡に教会改革を成功させたとしてその功をたたえるわけにはいかない面をも有していた。すなわち、ドイツでは農民一揆の火勢をつよめさせる一つの口実を与えたのみならず、大小さまざまな藩侯や自治都市からなる領邦国家間の対立、抗争を誘発させたし、フランスでは Huguenots とカトリックの Sainte Ligue (神聖同盟) とが相対立して大規模な流血の惨事を生みだした宗教戦争の一大原因にもなったこと改めていうまでもなからう。

ところが、この宗教改革思想ならびにそれにともなっておきた動乱は、ドーヴァー海峡をこえてイギリスにも飛び火し、イングランドでは Henry VIII の時代(1509-47)に、国王と王妃の離婚問題を契機として、国王側とローマ教皇庁との対立をかもしだし、その後 Edward VI, Queen Mary, Queen Elizabeth の時代に、イングランドのカンタベリー大主教 Thomas Crammer (1489-1556) を中心として展開された教会改革運動と、ついでこのクランマーを元凶として彼を血祭にあげて激流を押し返したカトリック復古運動、さらにこのカトリック回帰に歯止めをかけて、改革推進派と復古派との中間に立って安定性を確保しようとしたエリザベス女王による Anglican Church の地盤固めは、イギリスにおいてもやはり苦難にみちた道程であったといつてよい。

Tudor 王朝時代が17世紀初頭に幕をおろし、それに代わって Stuart 王朝が James I (1603-25) によって開かれてからも、王室の宗教政策は Anglicanism の継承という形で進められていったが、イギリス社会制度の変化と、Puritanism の感化をうけた市民階層の進出とともに、次の国王 Charles I (1625-49) の時代になると、王党派と議会派との対立は先鋭化し、遂に1642年イギリスの内乱が始まり、1649年1月 Charles I の処刑によってピューリタン革命が達成され、同時に Oliver Cromwell を首班とする Commonwealth の時代が開かれたのである。そしてこのイギリスの動乱時代に学者ならびに思想家として活躍したのが本稿で取り上げようとする Thomas Hobbes (1588-1679) そのひとであった。

(2) Hobbes の哲学体系

日本におけるホッブズの本格的な研究は第二次大戦終了後に始まったといつても過言ではない。いうまでもなく、戦前の日本ではホッブズは唯物論者とか無神論者とかいうレッテルを貼られ、好ましからざる思想家として朝野に受け入れられず、また戦後においても、その政治思想は王権絶対主義者として、民主主義を最良の政治理念として仰ぐ人たちから拒否される傾向が強かった。しかし、西欧思想史をもう一度あらためて客観的に見つめ直そうとする人たちからは行き過ぎた好悪の感情をおさえて、とにもかくにも思想史上無視できないこの巨匠を、彼が生きた時代や社会のなかにもう一度つれもどしてその思想史上の位置を見直すべきだという視点から、わが国でもかなり眼につく業績がいくつか現れてきている。筆者はもとより専門のホッブズ研究家という自負も資格も持っていないが、ただ17世紀哲学思想史の研究を大きな課題としており、また今まで手がけてきた研究対象は17世紀といつてもフランスの思想を中心に仕事をしてきたにすぎないが、それでもこの時代フランス殊にパリは何といつても西欧思想界の中核的位置を占めており、各国の学者たちが参集し、交流していたから、自分としてもイギリス、

オランダ、ドイツ、イタリア、スペイン、など隣国の思想家あるいはその思想状況について無関心たり得ないわけである。したがって、ホッブズについてもかなり以前から関心をもっていたが、本稿では彼の政治哲学思想、そのなかでも特に「国家と教会との関係」について、それもフランスのホッブズ研究家の著作にかなり援助を仰ぎながら若干考察してみたいと思う。

さてホッブズの哲学思想を検討しようとする場合第一に取りくむべきは、何といても主著“Leviathan (1651)”であるが、今一つ眼を通さねばならないのが“Elementa philosophiae”で、これは三部に分かれたれ、(1)De corpore、(2)De homine、(3)De cive、となっており、これらは彼の全哲学体系の三本柱であるといつてよい。邦語で言えば、「物体論」、「人間論」、「市民論」であつて、表題だけを見れば「宗教論」に相当するものが見あたらない。しかし、“Leviathan”は、その第3部が“Of a Christian Commonwealth”、第4部が“Of the Kingdom of Darkness”と題されており、また“De cive”も内容的には三つに区分され、(1) sub Titulo Libertatis、(2) sub Titulo Imperri、(3) sub Titulo Religionis、という見出しがつけられている。つまり、市民論のなかで「宗教」の問題が不可欠なものとして論ぜられているのである。

もちろん「宗教論」といっても、ホッブズは当時大きな関心事であつたはずの宗教改革についても、また改革諸派のあいだに見られる信仰内容のちがいについても、積極的な発言をしているわけではなく、むしろ一般的に宗教のもつ役割について語っているようだが、それでも彼自身1647年 Anglican Church の洗礼を受けたといわれているからして、彼の信仰上の立場はイギリス国教会にあり、したがつてカトリックならびにピューリタンの人たちとは一線を画していたと見て差し支えあるまい。

ところで、ホッブズの著作活動は1640年(52才のとき)の“The Elements of Law”に始まったが、しかしこの作品は原稿のまま知人に回覧され、しかもこれに対する読者の感想ないし批評はどちらかといえばネガティブなものであつたらしいが、折しもこの1640年4月スコットランド軍がイングランドに侵入したこともあつて、ホッブズはパリに亡命し、それ以後1651年末までパリに滞在、その間“Leviathan”の執筆にたずさわっていたらしく、しかもこの新しい著作がパリでキリスト教会側から強く批判されるにおよんで、今度は Cromwell 政権下のロンドンにひそかに帰国せざるを得なかつたのである。つまり、この新著作のなかにカトリック教会のありかたに対する強い批判のことが誌されているのを見て、パリの教会側から烈しい拒否反応が生じてきたわけであろう。このように見てくると、ホッブズの思想的立場が Stuart 王権側にあつたのか、それとも Cromwell の新政権側にあつたのか、という二者択一的な問題の出しかたにかなり疑問がはさまれようし、またクロムウェル政権の方でホッブズの本国帰還を許しても、それには学究生活に専念するという条件つきであつたそうで、学究生活以外の政治的な言論

活動にはきびしい警戒の眼が注がれていたろうことは当然である。

ところで、1640年書き上げられた“The Elements of Law”は、1650年二部に分けて出版され、その前半部は“Humun Nature”と、また後半部は“De Corpore Politico”と表題が変えられている。ただ、一見して訝しく思えるのは“The Elements of Law”という表題から Law という文言が消えて何故「人間論」と「政体論」という風に、「法」と無関係な文言となって論じられているのであろうか。その疑問はホッブズの著作をきちんと読めばおのずから解消されよう。すなわち、前者は“Human Nature, or the Fundamental Elements of Policy. Being a Discovery of the Faculties, Acts, and Passions of the Soul of Man, from their Original Causes;”となっており、また後者は“De Corpore Politico, or the Elements of Law, Moral and Politic, with Discussions upon Several Heads: as of the Law of Nature; of Oaths and Covenants;” (E. W. vol. IV)⁽¹⁾となっており、Law といっても、Moral Law と Politic Law との対立図式の中で論ずるとされているからである。

さらに、ホッブズの英文著作集第II巻に収められている Philosophical Elements of a True Citizen の“Liberty”の項目にある第4章の見出しは“*That the Law of Nature is a Divine Law*”となっており、その第24節では“*As the law of nature is all of it divine, so the law of Christ by conversion is all of it also the doctrine of nature*” (E. W. II p. 62) とさえ断言されている。つまり natural law とは moral law であり、さらに、それは divine law でもあるということである。

この natural law or moral law に対立するものこそ、politic law or civil law にはかならない。したがって、ホッブズの一つの重要なテーマは、この moral law と civil law との緊張関係とその動態においてとらえようとするものであったとも言えよう。そして前者は「人間論」において、後者は「市民論」において詳細に論じられてきたのである。

(3) 自然状態

ホッブズの代表的著作は、いうまでもなく、“Leviathan”であるが、彼の政治思想を論ずる人たちは総じてその第1部と第2部を中心にして、第3部および第4部は取り上げられることが比較的少ない。それも理由のないことではないが、しかし第1部の第14章および第15章において取り扱われている「自然法」が、前述したように divine law とも呼ばれているのをみると、ホッブズを単に唯物論者ないし無神論者と決めつけて軽侮的にするのは余りにも性急な結論と言わざるを得ない。なるほど彼が人間の自然状態を *bellum omnium contra omnes* とか、*homo homini lupus* とか規定するのを見ると、

現在のわれわれでも一種の違和感を抱かずにはおれない。しかしホッブズがこの著作を執筆していたころのイングランドの社会状態あるいは人間関係がどんなにきびしいものであったかについては、われわれも大凡推察することができるし、また人間とは本能的欲望に動かされやすい存在であり、その欲望は他人とはげしく競い合い、他人を押しつけておのが野望を実現しようとする権力欲にまで加速化され、自制心という内的な歯止めや、他人からの、あるいはなんらかの集団からの外的な圧力がかからないかぎり、たとい流血の闘争という最悪の形をとらなくても、少なくとも弱者をふみにじり、彼らを眼下に見おろす傲岸な魔人となる可能性が生じてこよう。

ホッブズは万人の万人にたいする戦いが展開される状態を *natural state* と呼んでいるが、一般に「自然状態」という概念はその内容が漠然としており、そこにはいろんな意味を読みこむことができよう。たとえば、史実としては確認できないがそれでも推測をまじえた太古の原始状態を考えることもできようし、また Rousseau が「人間不平等起源論」の初めに描写したような牧歌的な状態を、あるいは Locke が「人間知性論」において規定したように、自然法の枠のなかで自律性をもって生きている状態と考えることもできよう。

ホッブズにしても、自然状態を、市民社会、いなもっときびしく言えば、公知の統治権力をそなえたコモンウェルスの状態と対立的にその概念を用いているのである。したがって、「不断の闘争」という「自然状態」の規定は、或る意味で現実からかなり遊離した抽象的な論理概念であるといってもよい。ただし、興味ぶかいのは、彼がこの「不断の闘争状態」を導きだしている論理的発想であって、それによれば、人間とは本来「自由」であり、且つ「平等」なものだという大前提を措定し、そのうち特に「平等」については、(1) *Men by nature equal*、(2) *From equality proceeds diffidence*、(3) *From diffidence war* (E. W. III, Lev. chap. XIII, p. 110~1) という三段論法を展開している。これらのうち(2)について言えば、人びとがもっている身体的ならびに精神的な能力の平等性 (*equality of ability*) から、われわれの目標達成についての希望の平等性 (*equality of hope*) が生じてくる。したがって、もし誰か二人のものが同一のものを欲しがり、しかも二人ともそれをエンジョイすることが出来ないとすれば、彼らは互いに敵となってしまう。そのさい彼らがとくに手にいれたいと願うものは、彼ら自身の保存 (*their own conservation*) であり、また時には彼らの快樂 (*their delectation*) なのであるが、それらを手に入れようとして相互いに滅ぼしあうか、それとも一方が他方を屈服させようと努力する、つまり、平等性から相互不信が生じてくる。そしてこの相互不信から第3段階の戦争が生じてくると、ホッブズは論法をすすめるのである。

すこし粗っぽい推論法だと思うが、ホッブズは「人間の本性」 (*human nature*) のなかにうごめく闘争の主要な原因として三つのものを数え上げている、(1) *competition* (2)

diffidence (3) glory. 第1のものは人びとが獲物をもとめて、第2は安全をもとめて、第3は名声をもとめて侵略をおこなわせるものである。いずれにしても、人びとを畏怖させる「共通の権力」がないところでは、人間は戦争状態におかれることになる。共通の権力があるところといえば、それはすなわち市民社会あるいはコモンウェルスであると言わねばなるまい。

ここで注意しておきたいことが二つある。一つは war という概念の定義であって、戦争とは実際の戦闘行為のみを指すのではなく、それは戦闘行為によって相争おうとする意志が十分にしめされている期間 (a tract of time, wherein the will to contend by battle is sufficiently known (Lev. chap. VIII, p. 113) だとしている点である。もう一つは、以上の推論方式をホッブズが「情念的推理」(inference, made from the passions, chap. VIII, p. 114) と呼んでいる点である。

前者は“war”を homo homini lupus としての闘争に限定しようとする考えかたをトーン・ダウン (tone down) させる響きをもっており、「実際の戦闘行為」と「戦闘行為へ今にも口火を切ろうとする意志」とのあいだには若干の隙間があって、そこになお抑止力が働いてくる余地があるように思われる。また、後者の「情念的推理」は「理性的推理」とちがって推論のつなぎ目となる媒概念が、いわば、かさをかぶった月のようになって、前提から帰結までの連結がぼやけてくる。具体的には“Diffidence”の概念がそれに相当する。Diffidence とはラテン語の dif-fido に由来するもの、つまり「信頼を欠いている状態」を指す。したがって「不信」が戦いへの発条となるなら、戦争の抑止は mistrust → trust、すなわち「信頼」の回復となってくるはずで、この“Trust”の維持が、次に述べようとする「自然法」の重要な規定ともなってくるのである。

(4) 自然法

では次に、この惨めな「自然状態」からの脱却はどうして可能になってくるのか。ホッブズによれば、それは「市民社会」、もっとはっきり言えば「コモンウェルス」の形成によってとされるのであるが、しかし、この移行過程において重要な役割を果たすものが Law of Nature の発見とされている。ところが、この英語の語句は邦訳する場合「自然法則」と「自然法」の二通りが可能である。ただし通例として、前者は物理学的自然もしくは生物学的自然の掟として用いられる場合が多く、これに対して、後者は人間学的自然の掟、つまり広意の moral law を表していると解せられる。だが、この「自然法」は一体どのような過程において発見され、またどうしてこの掟の順守が要請されるのであろうか。実はここでもまた「情念の論理」が活用されてくるのである。

というのは、“Leviathan”, Part I, chap. VIII, p. 116のところで次のようなことばが

誌されているのである。すなわち「人びとを平和に向かわせる情念」が三つある。(1) fear of death (2) desire of such things as are necessary to commodious living (3) a hope by their industry to obtain them (下線は筆者) これらのうち(1)はどちらかと言えば passive な情念であり、(2)と(3)とはかなり active な情念だと言ってよからう。

そして、これらの情念の要求にこたえられるものが、戦争状態からの脱却と平和な社会建設の希求であり、その第1段階が「自然法」の発見とその順守という形で現れてくるわけである。この第13章のタイトルが“Of the natural condition of mankind as concerning their felicity, and misery”と題されている理由もおのずから判明しよう。この表題は Pascal の“Pensées”にしるされた有名なことば、“Misère de l’homme sans Dieu, Félicité de l’homme avec Dieu.”を連想させるものだが、それは「人間の惨めさと浄福」を宗教的次元から、俗世的次元へと移しかえたものと考えられなくもない。

それからもう一つ、ホッブズはこの「自然法」概念の登場とともに、「理性」のもつ本来的な役割をはっきりさせてくるのである。というのは、ホッブズは“A Law of Nature (lex naturalis) is a precept or general rule, found out by reason,” (Lev. chap. XIV, p. 116)と定義し、人間はこの法によって、自分の生命を破壊したり、またそれを維持する手段を取り除くようなことをしたり、また自分の生命を維持するのに最良と考えることを省いたりすることが禁止される、とことばを続けている。

さて“Leviathan”では、この自然法のなかみが19ヶ条列挙されているが、E. W. 第II巻に収められている“Philosophical Rudiments concerning Government and Society”の第II章および第III章においても同じく19ヶ条列挙されている。これら二つの著作の異同を少しばかり紹介してみると、“Leviathan”では自然法の第1条は“*That every man, ought to endeavour peace, as far as has hope of obtaining it; and when he cannot obtain it, that he may seek, and use, all helps and advantages of war.*” (E. W. III, chap. IV, p. 117)と誌されており、この第1条は第1の、しかも基本的な自然法で、その主旨は“*to seek peace and follow it*”だとされている。これに対して“Phil. Rud.”の方では、“*That peace is to be sought after, where it may be found; and where not, there to provide ourselves for helps of war*” (E. W. Vol. II, chap. II, p. 16)となっており、ここでもこの掟は「第一の且つ基本的な自然法」と書かれている。両者の文言は多少異なるが、しかし意味は大体おなじである。ただこの第1条においては前半部と後半部とが区分され、前半では「平和」の追求が至上命令とされているのに対し、後半では「平和」が確保されない場合には「戦争」の手段をとってもかまわないと規定されている。それは結局人間がおのれの生存権を守るために止むを得ざる手段として「戦争」を肯定しようとするもの、いわば自衛的戦争を許容するものである。

次に「自然法」第2条は“Leviathan”では“*That a man be willing, when others*

are so too, as far-forth, as for peace, and defence of himself he shall think it necessary, to lay down this right to all things; and be contended with so much liberty against other men, as he would allow other men against himself.” (E. W. III, chap. XIV, p. 118) となっているのに対し、“Phil. Rud.”では、“To perform contracts, or to keep trust.” (E. W. II, chap. III, p. 29) となっている。要するにこれは「契約の履行」の条文であるが、“Leviathan”では契約ないし信約は第3条で“ That men perform their covenants made” (E. W. III, chap. XV, p. 130) という形で規定されている。

ところが、“Leviathan”に誌されている第2の条文は、よく考えてみると、なかなか厄介な問題点をかかえている。すなわち、その前半部は「平和と自己防衛」のために必要だと思ふかぎり、「すべてのものごとに対する権利」をすすんで放棄すべし、となっているが、第1条に明記されているように、「平和獲得」の望みがないかぎり戦争という手段を用いてもかまわないという規定、言いかえれば「自己防衛」のためという錦のみ旗がそこで強調されているからして、「平和」と「自己防衛」ということばの組み合わせがやや奇異な感じを与える。また、それにつづいて、第2条の“to lay down this right to all things”についても疑念が生じてくる。というのは、この権利はまた「自然権」(natural right)とも呼ばれ、ホッブズはその概念を定義して“The right of Nature, which writers commonly call *jus naturale*, is the liberty each man hath, to use his own power, as he will himself, for the preservation of his own nature;” (E. W. III, chap. XIV, p. 116) と述べて、*jus naturale* と *lex naturalis* とをはっきり区別している。さらに、この自然権の放棄についても、to lay down, to divest, to renounce, to transfer など、さまざまな用語があり、特に renouncing (放棄) と transferring (譲渡) とは意味に大きな違いがあることを注意している。

そのみならず、第2条の後半部ではこの規定が実は“whatsoever you require that other should do to you, that do ye to them”という福音書の掟 (law of the Gospel) であり、それはまた“quod tibi fieri non vis, alteri ne feceris” (自分に対して為されるのを欲しないことを、他人に向かって為してはならない) という「万民法」(law of all men) でもある、と述べている。ここでホッブズが引用している「福音書の掟」と「万民法」とは、一方はポジティブに行動への発動をうながすものであり、他方はネガティブに行動への自粛をもとめるものであるが、内容的には同じことを表側と裏側から述べたものと受けとってよく、したがって「神法」と「万民法」とが相覆う形になっているが、法哲学の見地よりすれば両者はその系譜を異にするものであり、混同することは許されまい。それにしても、ホッブズが主張する「自然法」は、これらの「神法」や「万民法」とはいささか趣を異にしている。それは「自然権」すなわち「あらゆるものに対しても

っている権利」を「放棄」としても、この権利を全く捨て去るわけではなく、各人に属する「本来的権利」(original right)は依然として残っており、したがって「権利の放棄」とは、自分に属する権利の無制限な放棄を主張するのではなく、「他の人たちもまたみずからの本来的権利を自由に enjoy できるように道をあけてやる」(: but only standeth out of his way, that he may enjoy his own original right, without hindrance from him; chap. XIV, p. 118) にすぎない、と言っている点である。

ちなみに、ホブズは「権利の放棄あるいは譲渡」という件でかなり多くの文言を費している。その主要な点をいくつか挙げると、先ず第一に、ある人が権利を放棄もしくは譲渡した場合、その権利を受けとった相手がその利益を得るのを妨害しないように義務づけられる。もしそれを妨害すれば、それは不正 (injustice) であり、侵害 (injury) になる。第二に、すべての権利が譲渡されるわけではない。例えば、生命を奪おうとして暴力をふるって襲いかかってくるものに対してはそれに抵抗する権利 (right of resisting) がある。同じことは「傷害」、「鉄鎖」、「投獄」、についても言い得る。第三に、「権利の相互委譲」(the mutual transferring)こそ「契約」(contract)とよばれるものである。通常の場合「契約は、たとえば商品や土地の交換の場合のように、同時に引き渡されるか、あるいはしばらく経ってからそれが為されるものである。しかし相互契約者のうち一方の当事者が品物を引き渡し、他方の当事者が一定期間のちにその契約を履行するときには「信約」(covenant)と呼ばれる。信約と呼ばれる理由は、契約の相手が一定期間たったら必ず約束を履行してくれるという「信頼」をうちに含んでいるからである。

各人がもつ「本来的権利」、「権利の放棄ないし譲渡」、「契約ないし信約」の三点は、あとで述べようとする「国家論」においても重要な論点になるものだが、「自然法」の条文規定の段階ではまだ普通の人間関係の規約として処理されており、引用されている実例においても日常的なものが殆どである。だが、この規約は市民社会、コモンウェルスの次元においては極めて重大な政治的意義を帯びてくるのである。

さて、上述の第1条ならびに第2条は、「リヴァイヤサン」の第14章全体をついやしてその解説がなされており、ホブズがこれら2ヶ条をいかに重視しているかが判明する。そして第15章で以下の自然法の規定が列挙されているが、その中でも第3条にはかなり注目すべき解説が付けられている。

すでに原文をしるしておいたとおり、第3条は「人びとは結ばれた信約を履行すべし」となっているが、この条文が何故重要であるかと言えば、それはもしこの「信約」がなければ、いかなる権利の譲渡もあり得ないからして、この第3条の規定は「正義のみのもと」(the fountain and original of Justice)ということになってくる。逆に「不正義」は「信約の不履行」と定義されよう。だが「相互の信頼による信約」は、いずれか

の側に不履行のおそれがある場合は無効であるからして、このような「おそれの原因」(the cause of such fear) が除かれないうちは不正義もあり得ないわけである。だが、人びとが戦争という自然状態にあるかぎり、この除去はなされないからして、正義とか不正義とかいう名辞が存在するためには、信約の破棄に対してそれを処罰する「なんらかの強制力」(some coercive power) がなければならぬ。それゆえ、Justice and Propriety(正義と強制力をもった管理権) とはコモンウェルスの設立とともに始まると言わなければならない。つまり、人びとが放棄する自然権〔これは各人があらゆるものごとについて持つ権利、その意味で universal right である〕のかわりに、信約を必ず順守させる管理権を確保してその埋め合わせをしなければならない。約言すれば a civil power の設立が不可欠だということである。

このほか以下の自然法規定を要約してみると次のようになる。

第4条 「報恩」(gratitude)

第5条 「相互順応」(mutual accommodation, or complaisance)

第6条 「宥し」(pardon)、罪を犯したものに対する心の広い宥し。

第7条 「報復」(revenges)、過去に受けた悪の大きさでなく、むしろ来たるべき善の大きさを見ること。

第8条 「侮蔑の念を慎むこと」(against contumely)、行為、ことば、顔つき、身振りによって、他人に憎しみや軽侮の念を表わさないこと。

第9条 「自慢を控えること」(against pride)、なにびとでも、他人を生れつき平等なものとして認めること。

第10条 「傲慢を慎むこと」(against arrogance)、平和の状態に入るとき、他人が留保すれば自分が満足しないような権利を、みずからに留保することを要求しないこと。

第11条 「公平」(equity)、もしも人と人とのあいだの揉めごとを裁くように頼まれたら、彼らを公平に扱うこと。

第12条 「共有物の平等な使用」(equal use of things common)

第13条 「くじについて」(of lot)

第14条 「年齢順および早いもの勝ち」(of primogeniture, and first seizing)、共同で利用できないもの、また分割できないものを分配するときには、先に手に入れたものに与えるか、または年齢順に決めるか、いずれかにすること。

第15条 「仲介者について」(of mediators)、平和を仲介する人たちは、すべてその行動の安全が保証されるべきこと。

第16条 「仲裁に従うこと」(of submission to arbitrement)、相争っているものたちは、自分たちの権利を仲裁者の審判にゆだねること。

第17条 「なにびとも、自分自身の審判者になるべきでない」 (no man is his own judge)

第18条 「えこひいきが生じる当然の原因をもつものは、審判者になるべきでない」 (no man to be judge, that has in him a natural cause of partiality)

第19条 「証人について」 (of witnesses)、「事実に関する争い」について審判者は、もしほかの証拠がなければ、或る人を他の人以上に信用できないから、第三者あるいは第三者と第四者、さらにそれ以上のものを信用しなければならない。

以上が“Leviathan”に誌された「自然法」の条文である。しかしホッブズは、これらの条文がこれで完結すべきものと考えてはいない。だが彼はこれらの条文が、集団をつくって生活している人たちを保全する手段として平和を命ずる自然法の主要な条項と考えていたようである。さらに、これらの条項は、ただ「市民社会の理説」(the doctrine of civil society)にのみかかわっているものであって、例えば、「泥酔」や「不節制」のように、個々人の身の破滅をもたらすのを禁ずる条文が数えられようが、しかしそれらについてはわざわざ述べる必要もなからうし、また今この場所で述べるにふさわしいものでもないと付け加えている。ちなみに、“Philosophical Rudiments concerning Government and Society”では“drunkenness”は自然法の第19条として数えられており(E. W. II, chap. III, a. 25, p. 44)、“Leviathan”の記述とはいささか趣を異にしている。

ところで、Lev. chap. XVの終りの方で「自然法」の法的性格が次のように総括されている。すなわち、それは「内なる法廷において」(in foro interno)われわれを義務づけるが、しかし「外なる法廷において」(in foro externo)つまり行為の面において拘束するものではない。なぜなら、たとえ或る人が謙虚で、素直であり、且つ約束事はすべて守ったとしても、彼がそうしている時点や場所において、もし他の人たちが同じようにしないときには、その人は他の者たちの餌食となり、自分の身を破滅させてしまうであろう。したがって、それは「自然の保全」(nature's preservation)をはかろうとする一切の自然法の原則に反するからして。

要するに、ホッブズにとって「自然法」とは「戦いを拒み、平和を求めようとするいつわりのない・不断の努力」(unfeigned and constant endeavour)以外のものを要求しないのであり、したがって、これらの法規定が実行されるように努力するものは、この法に叶うもの、また法に叶うものは正しいということになってくる。

そこからホッブズらはさらに一歩進めて次のように述べている。これらの自然法についての学問こそ本当の且つ唯一の moral philosophy である。なぜなら、「モラル・フィロソフィ」とは、人間の交わりにおいて、また人間社会において、何が善であり、何が悪であるかを追求する学問であるから。(For moral philosophy is nothing but the

science of what is *good*, and *evil* in the conversation and society of mankind, E. W. III, chap. XV, p. 146) たしかに「善」と「悪」とは、われわれの「欲求」と「嫌悪」(appetites and aversions) とを意味する名辞であるが、しかし private appetite が善も悪との尺度であるかぎり、人は全く自然状態、つまり戦争状態のなかにとどまっているわけである。だが、平和こそ善であり、(peace is good)、またこの平和にいたる道あるいは手段こそが「善」であるとして同意するかぎり、その手段とは上に述べた自然法の諸規定を守ることであり、したがって、これらの諸規定こそ moral virtues であり、その反対は vices or evil ということになってくる。さらに、善と悪、美德と悪徳についての学問が moral philosophy であるからして、自然法についての真の理説こそ真のモラル・フィロソフィである (and therefore the true doctrine of the laws of nature, is the true moral philosophy, Lev. chap. XV, p. 146) とホッブズは高らかに宣言するのである。

natural law をそのまま moral law と呼びかえるホッブズの考えかたは、確に傾聴すべきものを含んでいるが、さりとて、果たして全面的に賛意を表してよいものかどうか、われわれとしてもよくよく考えてみななければなるまい。ホッブズは「善」の所在を、たとえば人間情念の中庸性 (mediocrity) にもとめるような分量的だが、それでいて主観的な思考法を排し、「平和」という客観的で、根拠のはっきりした基準に依拠すべしとしているのであるが、さて「平和」とは一体どんな状態であるのか、また本当にそういう状態が実現されるものだろうか、と改めて問い返してみると、それはホッブズが抽象的に述べているような “peaceable, sociable, and comfortable living” (Lev. chap. XV, pp. 146~7) で十分つくされるだろうか、と自問したくなってくる。

それはともかくとして、“Leviathan” では、「自然法」は第 I 部 “Of Man” の終りの方で論じられているが、“Elementa philosophiae” では、その第 III 部 “De cive” の “Libertas” の項目のところで論じられている。つまり、「自然法」は「市民論」の冒頭におかれているのであって、その位置づけからみても、「自然法」は「自然状態」から「社会状態」へ移っていく節目において順守されるべき法規定であることに気がつく。「自然法」は不断の闘争に明け暮れる「自然状態」から脱却して、理性に目ざめ、生命の安全と幸福な生活を保障してくれる平和な社会を形成する必要を痛感するにいたった人間たちが順守すべき法として打ちたてられる。しかし、この法規の順守だけではまだまだその道のりは遠いものがある。この段階では、たとい市民社会の構想が打ちだされてもその地盤はもろく、自然状態へ再び顛落する危険が大きい。その逆転を許さないためには「自然法」を強力にバック・アップし、違反者を排除する権力をそなえた社会がどうしても必要になってくる。ここからホッブズは「公権」を具備した国家、すなわち Commonwealth の設立がいかにして可能になるかと議論を進めていくのである。

注

- (1) 参照したホッブズの著作は、*The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury, by Sir William Molesworth, Bart., Second Reprint 1966, Scientia Verlag Allen, Germany.* および、*Thomae Hobbes Malmesburiensis Opera Philosophica quae latine scripsit, 1966* の著作集であるが、前者は E. W. Vol. I、後者は L. W. Vol. I のように略記した。

le 29, sept. 1993

(未完)